様式第61の６（第46条関係）

【書類名】　審判請求書

（【提出日】　令和　　年　　月　　日）

【あて先】　特許庁長官　　殿

【審判事件の表示】

　　【出願番号】

　　【審判の種別】

【請求項の数】

【審判請求人】

　　【識別番号】

　　【住所又は居所】

　　【氏名又は名称】

　（【国籍・地域】）

　（【電話番号】）

【代理人】

　　【識別番号】

　　【住所又は居所】

　　【氏名又は名称】

　（【電話番号】）

（【手数料の表示】）

　（【予納台帳番号】）

　（【納付金額】）

【請求の趣旨】

【請求の理由】

【証拠方法】

【提出物件の目録】

〔備考〕

１　書き方は左横書、１行は36字詰めとし、各行の間隔は少なくとも４㎜以上とり、１ページは29行以内とする。

２　「【審判事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「特願○○○○－○○○○○○」のように出願の番号を記載し、「【審判の種別】」には、「拒絶査定不服審判事件」のように記載する。

３　特許権の存続期間の延長登録の出願及び平成11年１月１日以降の出願について拒絶査定不服審判を請求する場合は「【請求項の数】」の欄は設けるには及ばない。

４　「【審判請求人】」又は「【代理人】」の欄の「（【電話番号】）」の欄には、審判請求人又は代理人の電話番号をなるべく記載する。

５　「（【国籍・地域】）」の欄は外国人の場合に限り記載する。ただし、その国籍・地域が「【住所又は居所】」の欄に記載した国・地域（特例法施行規則第２条第３項の規定によりその記載を省略した場合にあつては、省略した国・地域）と同一であるときは、「（【国籍・地域】）」の欄は設けるには及ばない。

６　代理人が審判請求人の全員を代理しないときは、「【代理人】」の欄の「【氏名又は名称】」（代理人が法人にあつては「【代表者】」）の次に「【代理関係の特記事項】」の欄を設けて、「審判請求人○○の代理人」のように記載する。ただし、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人の場合にあつては、「【代理関係の特記事項】」の欄に、「審判請求人○○の代理人」と、「業務を執行する社員は○○○○」のように業務を執行する社員の氏名を行を改めて記載する。

７　「【審判請求人】」の欄に記載すべき者が２人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

　【審判請求人】

　　【識別番号】

　　【住所又は居所】

　　【氏名又は名称】